

第 25 回 公益法人の会計に関する研究会

議 事 次 第

平成 29 年 1 月 31 日（火）10：00～12：00

内閣府公益認定等委員会事務局 第 1 会議室

- 1 特定費用準備資金の運用の点検と見直し並びに遊休財産算定の際に控除される財産の明確化
【資料-1】 特定費用準備資金の運用の点検と見直し並びに遊休財産算定の際に控除される財産の明確化
- 2 公益目的取得財産残額の算定の見直し
【資料-2】 公益目的取得財産残額の算定の見直し
- 3 定期提出書類の剰余金の発生理由・解消計画の記載例等
【資料-3】 定期提出書類の剰余金の発生理由・解消計画の記載例等
- 4 公益法人会計基準等の一覧性の向上・整合性の確保
【資料-4】 FAQ 早見表
- 5 その他

特定費用準備資金の運用の点検と見直し並びに遊休財産算定の際に控除される財産の明確化

※現行の運用による特費を「A特費」、新たに設けることを検討している弾力的な特費の種類を「B特費」とする。

1 前提となる考え方

- ・運用益等が積み上がり、公益目的事業に使われない又はそのおそれがある事例が存在することから、こうした資金を積み立て、活用に振り向けるためのB特費を設ける。（この趣旨のB特費を「B特費本体」と呼ぶ）
- ・その代り、今後は5号・6号財産に金融資産（寄附者による用途の特定されたもの）の運用益を積むことを認めない。
- ・現行で認められたり認められなかったりしている逆特費は、一定の要件の下、認めていく。

2 主要論点の整理

(1) B特費本体の財源

B特費本体の位置づけをどのように考えるか。それを踏まえ、財源の範囲をどうするか。

- ① 5・6号財産の運用益の積み上がりが問題であり、これに対処するための措置なので、寄附者指定の運用益のみとする。
- ② 1号財産に安定化基金等として積み上がっていることにも対処できるよう、
 - ①に、金融資産の一般正味財産増減の部に計上された運用益を加える。
- ③法人の責に帰さない剰余金は積み上がるおそれがあると考えられるので、②に、予定を超える寄附金の額を加える。
- ④極力シンプルにすべきであり、すべての財源を認める。

⇒ 現時点でもっとも明確に支障が生じているのは5・6号財産の運用益の積み上がりであること、運用上の混乱が生じないように一般正味財産による剰余金を充てるA特費との要件の違いを明確化すべきことを踏まえると、B特費本体の財源としては金融資産の運用益を5・6号財産としている資金(①)ではないか。

⇒ 5・6号財産の積み上がりのためだけに新たな特費の種類を設けるのが適当かという観点、法人の責に帰さない要因で剰余金が生じるのは同様であるのに指定の有無の違いだけによってB特費を選択できないようにすることが適当かという観点を踏まえると、②や③も認められるか。

※②③の場合、予算(計画)より上振れ分だけを認めることとなるのではないか。

⇒ ④とすると、現在では法人の収支に剰余金が生じた場合に収支相償を満たすための種々の努力が講じられているが、安易にB特費が活用されることになるのではないか。

(2) 逆特費について

特費について、現行A特費で認められているものとして、

- ・将来見込まれる「新たな活動又は活動の拡大」に充てられるもの(通常の特費)
- ・現行と同様の活動であるが、将来見込まれる収益減少に充てられるもの(逆特費)

の2つがあるが、逆特費については例外的に委員会の個別判断の上で認められている。

逆特費については、グラデーションがあるものの、以下の3つに分けることができると考えられる。

イ 収益減少の時期・額が明確に見込まれ、既にA特費の基準により認められているもの

ロ 収益減少の時期・額が一定程度明確に見込まれるが、現行のA特費で

は認められないもの（予め予算に計上しようとする場合など）

ハ 収益減少の時期・額がそれほど明確ではないもの（運用益が減少される予想など）

逆特費について、どのレベルのものまで、どちらの特費で認めるべきか。

⇒ これまでは、逆特費については、収益減少の時期・額がかなり明確に見込まれる場合のみ認めるという厳格な運用が行われてきたが、A特費の要件を満たす場合、すなわち、過去の実績や事業環境の見通しを踏まえた活動見込みや限度額の見積もりが可能な場合には逆特費を認めて行くこととしてはどうか。

⇒ 事業サイクルに基づく期間を考慮し予め予算に計上する場合（剰余金が出てから特費に積むのではない場合）には逆特費を認めることも考えられるが、いずれにしてもA特費の要件を満たすかどうかではないか。

⇒ 通常の特費より逆特費の方が広く認められることは考えられないので、B特費として逆特費を積む場合でも、通常の特費と財源の範囲は同様になるのではないか。

※ B特費本体と逆特費の財源が同じ範囲の場合（双方とも限定する場合と、双方とも限定しない場合あり）は、あわせてB特費という一つの 카테고리として設定することが可能になるが、B特費本体と逆特費の財源の範囲が異なる等の場合には、B特費と逆特費の2つのカテゴリを設けることとなるのではないか。

3 他の論点

（1）事業の計画を策定する時期

⇒ B特費の採用には相応の内部統制を有した法人を想定しており、可及的速やかに（1年を目途が望ましい）対象の事業の計画を策定することとしてはどうか。

(2) 期間

⇒ (4) の累積限度額との関係もあるが、様々な法人を前提とすると金額的な限度を明示することは非常に困難であり、その代替手段として期間を概ね5年以内としてはどうか。その結果、最大で概ね5年分のB特費（金額は年度ごとに一定にはならない）が、実質的に限度額の機能を有することとなる。

(3) 内部統制

⇒ 別紙参照。

(4) 累積限度額

⇒ 上記(2)参照。

(5) 5号・6号財産の運用益をB特費に積むこととした場合に指定正味財産とするか、一般正味財産とするか

⇒ 指定正味財産を財源とするため、使用されるまでは一般正味財産へ振替えられないことが想定され、その運用益も指定正味財産と考えられるのではないか。

(6) 5号・6号財産に金融資産の運用益を積むことの例外

⇒ 今後は5号・6号財産に金融資産（寄附者による用途の特定されたもの）の運用益を積むことを認めない方針にするとしても、寄附者により用途・時期が明確に特定されたものについては、5号・6号財産に積むことを認めて差し支えないのではないか。

(7) 遡及適応

⇒ 本考え方を適用する時期以降開始する事業年度から一律に各法人に適用するものとしてはどうか。

〈新たな運用類型として「B」特費の運用に係る内部統制の事項例〉

内部統制に関しては、現在、営利企業において一般的なルールが定められているところ、公法人である独立行政法人においても固有のルールが検討され、適用されている。

今般、公益法人の公益目的事業財産の運用において、特例的にあらたな類型を創設するに当たり、その目的及び公益法人の実態等を考慮し、以下の内部統制を前提とすることとしてはどうか。

① 統制環境

- ・ 法人の運営基本理念・運営方針の策定
- ・ 計画の策定過程の整備
- ・ 計画の進捗管理体制の整備
- ・ 内部統制推進責任者の設置
- ・ 理事の事務分掌明示による責任の明確化
- ・ 理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化
- ・ 監事権限の明確化

② リスクの評価と対応

- ・ 業務フローの認識と明確化
- ・ リスク顕在時における広報体制及びマニュアルの整備

③ 統制活動

- ・ 内部統制担当役員に対する報告の実施
- ・ 内部統制担当役員と職員との面談実施
- ・ 監事（会計監査人含む）と理事長の定期的会合の実施
- ・ 業務執行意思決定プロセス、経費支出承認プロセスに係るチェックシステムの構築

④ 情報と伝達

- ・ 理事長の指示、法人のミッションが確実に全役職員に伝達される仕組み
- ・ 職員から理事長・理事・監事に必要な情報が伝達される仕組み
- ・ 意思決定に係る文書が保存管理される仕組み及びこれらを監事等が閲覧できる仕組み
- ・ 法人情報のWEB等での公開

⑤ モニタリング

- ・ 内部統制担当役員によるモニタリング体制の運用
- ・ 監事の役員会等重要な会議への出席

⑥ その他

- ・内部統制に関する取り組みの不断の見直し

(参考)

- 1 民間企業の場合の規範（規程）
- 2 独法に係る局長通知

公益目的取得財産残額の算定の見直し

I 現 状

定期提出書類の別表Hについては、認定法第 30 条において、公益法人が公益認定の取消しを受けた場合（または公益法人が合併により消滅し公益法人以外の法人がその権利義務を継承する場合）には公益目的取得財産残額に相当する額の財産を定款で定めた類似の事業を目的する他の公益法人等に贈与しなければならないとされていることから、公益目的取得財産残額を算定するために、認定規則第 48 条に基づき作成するものである。公益目的取得財産残額を毎事業年度作成する目的は、公益認定の取消し等が行われた場合には、過去に遡って同残額を正確に計算することは困難であるため、毎事業年度計算し、直近の事業年度末日における同残額を基に一定の調整を行うことにより、実際に贈与すべき同残額を確定することである。

公益目的取得財産残額は、公益法人が取得した公益目的事業財産から公益目的事業のために費消・譲渡した財産を除いた残高である。このうち、公益目的保有財産は、公益目的事業のために保有するものであり、会計区分上は公益目的事業会計として処理（ストック概念）されるものである。

II 問題点(課題)

別表Hについては、作成の仕方や公益目的取得財産残額と公益目的事業会計区分の正味財産残高の関係がわかりづらいとの意見も多くあった。

これらの意見を受けて、認定法第 30 条の主旨を踏まえつつ、会計の見地から運用の点検や見直しの検討を行うこととした。その検討過程において、現状の別表Hに代わる計算方法（貸借対照表内訳表を基準として計算する方法や公益目的事業会計の当期一般正味財産増減額と当期指定正味財産増減額の合計を基準に計算する方法）、別表Hの廃止等、いくつかの解決方法を検討した。

本来、現状の公益目的増減差額は、公益目的取得財産残額から公益目的保有財産を除いたものであり、公益目的事業に関する正味財産増減を含め、基本的には公益目的保有財産以外の一切の公益目的事業財産が含まれる。そのため、公益目的取得財産残額と公益目的事業会計区分の正味財産残高は特定の部分を除いて概ね一致すると考えられている。しかし、また、公益目的取得財産残額と公益目的事業会計区分の正味財産残高その不一致原因を追究できたとしても、貸借対照表内訳表を作成していない法人には、公益目的取得財産残額の検証は困難であるなどの課題があった。

III 変更案の検討

以上の問題点を踏まえ、結果として、認定規則第 48 条の計算方式を踏襲しつつも、毎事業年度の正味財産増減計算書内訳表の公益目的事業会計の当期一般正味財産増減額と当期指定正味財産増減額の合計に投資有価証券に時価法を適用した場合の評価損益等の調整を行い、前事業年度の公益目的取得財産残額を加算した金額を公益目的取得財産残額とする方法を新たな計算方式とするとした場合、差額の調整が必要であると判断した事項及び留意すべき事項は以下のとおりである。

〈新たな計算方式〉

$$\text{公益目的取得財産残額} = \text{前事業年度の公益目的取得財産残額} \\ + \text{公益目的事業会計の当期の正味財産増減額（一般+指定）} \pm \alpha$$

(1) 差額の調整を行う項目（±α）について

以下については、正味財産増減計算書の増加・減少と現行別表Hの項目との違いがあり、加算・減算する必要があると思われる項目である。

なお、（ ）内の（±）は加算もしくは減算、（+）は加算、（-）が減算である。

- ① 投資有価証券の時価評価損益（±）
 - ② 合併による他の公益法人の財産受入額と公益目的取得財産残額との差（±）
11 欄関係
 - ③ 認定以前に取得した不可欠特定財産の増加額（+） 12 欄
 - ④ 他の公益法人の公益目的事業に寄附した額（-） 18 欄
 - ⑤ 公益目的保有財産以外の財産とした公益目的保有財産（+）
 - ⑥ “公益目的事業会計に属する財産であって公益目的事業財産に属しない財産”
で取得した公益目的保有財産（+）
 - ⑦ “公益目的事業会計に属する財産であって公益目的事業財産に属しない財産”を
公益目的事業の用に供するものである旨表示した財産
 - ⑧ 公益目的事業の実施に伴わない費用・損失（+）
 - イ 公益目的保有財産に生じた費用・損失（正当な理由のないものに限る） 16
欄関係
 - ロ その他の公益目的事業財産に生じた費用・損失（正当な理由のないものに限
る） 17 欄関係
- ※公益目的事業財産を公益目的事業財産以外の財産とした場合を含む。
- ハ その他、公益目的事業の実施に伴わない費用・損失 17 欄関係

(2) 変更案の検討結果と対応の方向

認定規則第 48 条の計算方式を踏襲しつつ、当期一般正味財産増減額と当期指定正味財産増減額の合計に差額の調整を行う新たな計算方式を検討したが、

上記(1)に記載したように、調整項目が多く、調整金額の把握も難解なことから、現在の別表Hに比較して事務負担が軽減しているとはいえないと考えられる。

⇒ 認定規則の改定も視野に入れ、会計的見地から合理的な公益目的取得財産残額の計算方法を検討すべきか。

その場合にどのような方向が考えられるか。上記の正味財産増減差額を用いる方式を基本とした場合には、上記の調整項目のうち調整する必要がないと合理的に考えられる項目があるか。

<留意点>

- ① 改正後の計算方法の適用初年度の前事業年度末日における公益目的取得財産残額は、旧計算方法の残高をそのまま、引き継ぐこととなるが、新たに公益法人となった法人については、認定時に別途の計算方法を示す必要があると考えられる。
- ② 公益目的取得財産残額の計算方法を従来の方法から変更することについて、その妥当性について明確な説明が要求されると考えられる。公益法人等が混乱しないように注意が必要であり、FAQ等を修正・追加の上、周知徹底することが必要となる。また、定期提出書類の様式（別表H）の変更については、システムの変更を伴うため、これを考慮して検討すべきではないか。
- ③ 新しい計算方法を提示する場合には、現状の別表Hとの違いを明確にする必要があるが、そもそも、現在の別表H自体の法人の理解度が低いと思われる。従って、現在の別表Hの計算方法をFAQ等によって、わかりやすく解説すべきではないか。

以上

定期提出書類の剰余金の発生理由・解消計画の記載例等

1. 課題

剰余金の発生原因や解消計画の記載について、審査・監督の効率化及び法人の業務負担の軽減等の観点から、記載上の留意事項を明記した上で、記載要領や具体的記載例を示す必要があるのではないかと考えられる。

また、これらの記載については、必要内容を過不足なく明確に記載するよう指導することが監査・監督上、必要となるが、これにより法人に対して過度に事務処理負担をかけないような配慮しなければならない。

現状は、発生理由（第一段階、第二段階）を記載していない法人が相当数認められるが、第一段階、第二段階（利益の50%繰入れ）のいずれにおいても、「剰余金の発生理由」と「解消計画」について明確に記載することが必要である。また、前年度以前の剰余金の解消実績についても説明が必要である。

※ 特に、第二段階における剰余金については、別表 A(1)の本表中に、発生理由を記載すべき旨が明示されていない（手引きの欄外には発生理由を記載すべきとある）。

以下は、記載上の留意事項と記載例である。

2. 記載上の留意事項

【第一段階（公益目的事業の収支相償）】

「第一段階の判定」欄にプラスの事業がある場合、「理由」欄に発生理由、「計画」欄に当該事業に関する翌年度の事業拡大の計画等を記入する。

（記載上の留意事項）

- ・ プラスの事業が複数ある場合には、それぞれの事業ごとに発生理由と解消計画を記載することに留意すること。
- ・ ひとつの公益目的事業のみ（「公1」のみ）を実施している法人については、第二段階のみの判定
 - 公1のみであれば、収益事業を行っている場合も同じ。
 - 第1段階がプラスでもマイナスでも同じ。
- ・ 発生原因については、当初の収支予算からの収益・費用の増減要因での説

明も可。

- ・ プラスの発生原因と解消計画については、収益・費用により説明する。

前年度の事業報告で「第一段階の判定」にプラスの事業がある場合には、その金額を当年度の経常収益計欄に加算し、前年度の事業報告で記載した解消計画について、その実績と具体的な資金使途を説明した書類（様式自由）を添付すること。

（記載上の留意事項）

- ・ 前年度のプラスの解消実績についても事業ごとに説明すること。
- ・ 第一段階では、事業の拡大や収益の減少による解消説明であるため、原則、前年度のプラスは全額、当年度の経常収益に加算される。

【第二段階（公益目的事業会計全体の収支相償判定）】

第二段階において、剰余金が生じる場合には、その剰余金相当額を公益目的の保有財産に係る資産取得、改良に充てるための資金に繰り入れたり、公益目的保有財産の取得に充てたりするか、翌年度の事業拡大を行うことにより同額程度の損失となるようにしなければならない。法人における剰余金の扱いの計画等を記載すること。

（記載上の留意事項）

- ・ 第二段階においても、第一段階同様に剰余金の発生原因を記載する。
- ・ 発生した剰余金が翌年度における解消計画で適切に費消できないことについて特別の事情や合理的理由がある場合、その事情や理由を記載するとともに、剰余金の解消計画立案のための検討スケジュールを具体的に示す（必要に応じて書類（様式自由）を要添付）。
- ・ 剰余金の解消計画の内容が、将来の公益目的事業の拡大なのか、当年度の公益目的保有財産の取得なのか、資産取得資金の積み立てなのかを明確に記載すること。
- ・ 当年度の公益目的保有財産の取得や資産取得資金の積み立てで解消の説明を行う場合には、対応する貸借対照表上の特定資産を示すこと。

前年度の事業報告で「第二段階における剰余金」欄において、剰余金を翌年度以降の活動等に充てる旨の記載をしている場合は、その実績と具体的な資金使途を説明した書類（様式自由）を添付すること。

(記載上の留意事項)

- ・ 以下の金額は、「第一段階の経常収益と経常費用計」の収入（7欄）に加算される。
 - ① 前年度の剰余金のうち、事業拡大等により解消するとした場合の剰余金相当額（第一段階での経常収益に加算されている額を控除した額）
 - ② 前年度以前の剰余金相当額を公益目的保有財産に係る資産取得、改良に充てるための資金に充てるための資金に繰入れた場合で当該資金を目的外に取り崩し場合の金額
 - 前年度に公益目的保有財産の取得で説明した場合と公益目的の事業に係る資産取得等の資金の積み立てで説明した場合でこの資金を目的外に取り崩した場合以外の場合には当該金額は当年度の経常収益には加算しない。

補足一【チェックポイント】

解消計画には、以下の内容を簡潔に記載されているか

- ① 剰余金の総額（複数の解消要因がある場合にはそれぞれ区分して記載）の解消説明
- ② 剰余金の総額に前年度以前の金額が含まれている場合にはそれぞれ発生年度別に金額を記載
- ③ 剰余金の解消予定時期
- ④ 前年度以前に発生した剰余金については、当年度における解消・未解消

3. 基本的な記載例

- 記載例－1 <剰余金が当年度のみの場合の記載例> (第二段階を想定)

剰余金100はすべて当年度に発生したもので、発生理由は、収支予算と比較して………ことによる。
剰余金のうち、50は当年度に公益目的保有財産として備品を購入した。貸借対照表上、その他固定資産に計上している。
30は翌年度に公益目的保有財産として車両を取得するため、資産取得資金として同額積立てた。貸借対照表上、特定資産として「車両積立資産」に計上している。
20は〇〇事業の拡大のため、翌年度と翌々年度に同事業費に充当する予定である。

- 記載例－2 <過年度発生分が含まれている場合の記載例>

剰余金500のうち、100は、前年度に●●事業の拡大のために充当すると説明したものである。
400は当年度に発生したもので、………(以下、記載例－1を参照のこと)

- 記載例－3 <前年度に発生した剰余金の解消実績の説明> (必要に応じて説明書類添付可)

………

- 前年度に発生した剰余金100は、計画どおり、当年度に△△事業費に充当された。

………

- 前年度に発生した剰余金100のうち、50は、計画どおり、当年度に△△事業費に充当され残り50については、翌年度に同事業費に充当される予定である。

4. 「収支相償の剰余金解消計画を1年延長する扱い（FAQ問V-2-⑥）」について

i 次のア～ウを前提に、収支相償の剰余金解消計画を1年延長する取扱いが認められる。

ア：事業報告書の別表A（1）の「※第二段階における剰余金の扱い」欄には発生した剰余金が翌事業年度における解消計画で適切に費消することができないことについて特別の事情や合理的な理由を示すとともに、剰余金の解消計画立案のための検討のスケジュールを具体的に示すことが求められる。

イ：翌事業年度の事業計画において、機関決定された剰余金の解消計画を提出し、翌々事業年度において剰余金を解消するまでの具体的な資金使途について説明することが求められる。

なお、財務面から計画達成を担保するため、当該剰余金に見合う資金について、貸借対照表において特定資産として表示することが必要となる。

ウ：翌々事業年度の事業報告において、剰余金が解消計画に従って解消されたか否かについて、資金の使い道を説明することが求められる。

ii 解消計画の1年延長とは、剰余金の解消期間が1年延長したのではなくて、解消の具体的な計画を通常であれば、発生年度で定期提出書類に記載すべきところを、例外的に提出日以降に理事会等で当該剰余金の解消計画を立案することである。

<平成26年度の剰余金が複数年度で解消される記載例>～3月決算法人

① 発生年度（平成26年度）での定期提出書類上（平成27年6月末日限）での説明

剰余金2億円については、……の理由でその具体的な解消計画については平成27年12月開催の理事会において決定することを平成27年6月の理事会で決定した。

- ② 翌々年度(平成 28 年度)に事業計画提出時(平成 28 年 3 月末期限)での説明

平成 26 年度発生 of 剰余金 2 億円については、平成 27 年度において、1 億円を……で解消し、残り 1 億円は平成 28 年年度において、……により解消することを平成 27 年 12 月開催の理事会で決定した。当該理事会の議事録と剰余金の解消計画を添付致した。

5. 今後の検討課題等

- ① 発生理由・解消計画の記載内容については、法人の規模、事業の内容等によって、相違すると思われることから今回は基本的な記載例に留めることとし、ケース別の記載例については、今後の検討事項とする。
- ② 剰余金解消のスケジュール等の記載については、別途説明した書類(様式自由)を添付することになっているが、システム変更による定期提出書類の様式変更を視野に入れて、今後の検討事項とする。
- ③ 上記、記載上の留意事項と記載例については、FAQ及び定期提出書類の手引き等の修正・追加の上、周知徹底することが必要である。

以上

FAQ 早見表 (V・VIのみ)	
<p><u>問V - 1 - ① (経理的基礎・技術的能力)</u></p> <p>経理的基礎及び技術的能力について具体的に説明してほしい。 例えば経理事務の精通者とは具体的に何か。</p>	<p>答</p> <p>1 経理的基礎；①財政基盤の明確化 ②経理処理、財産管理の適正性 ③情報開示の適正性</p> <p>2 技術的能力；事業実施のための技術、専門的人材や設備などの能力</p>
<p><u>問V - 1 - ② (経理的基礎・技術的能力)</u></p> <p>出えん企業の経理担当者に法人の経理を担当してもらっているが、経理的基礎を満たしていると考えてよいでしょうか。</p>	<p>答</p> <p>1 経理的基礎の一要素として情報開示の適正性が求められ、外部監査を受けるか、又は監事が会計監査の責務を着実に果たす必要があります。</p>
<p><u>問V - 2 - ① (収支相償)</u></p> <p>収支相償の第一段階は事業毎に判定とのことですが、どういう単位で事業を考えればよいのでしょうか。</p>	<p>答</p> <p>1 公益目的事業を事業の目的や実施の態様等から関連する事業としてまとめたものを収支相償の第一段階における一の事業単位とします。</p>
<p><u>問V - 2 - ② (収支相償)</u></p> <p>収支相償の計算方法として収益事業等からの利益の繰入額が50%の場合と50%を超える場合の二つの方法があるようですが、両者の違いがわかりません。</p>	<p>(会計基準) 第1 会計区分</p> <p>答</p> <p>1 法人が収益事業等を行う場合において、どの法人も収益事業等から生じた収益(利益)の50%は公益目的事業財産に繰入れなければなりません。法人によっては、公益目的事業の財源確保のために必要がある場合には自発的に50%を超えて繰入れることができます。このように利益の50%を超える繰入れは、法人において公益のために必要であるとの判断に基づいて行うものであることから、利益の繰入れが50%か50%超かによって収支相償の計算方法を変えることとしたものです。</p>
<p><u>問V - 2 - ③ (収支相償)</u></p> <p>公益目的事業に係る収入は費用を上回ってはならないという基準に従うと、収支がゼロか損失を計上しなければならず、公益目的</p>	<p>答</p> <p>1 事業は年度により収支に変動があり、また長期的な視野に立つて行う必要があることから、</p>

FAQ 早見表（V・VIのみ）	
<p>事業を継続的に実施できなくなってしまうのではないのでしょうか。特に、金融資産の運用によって運営する法人では、規模が縮小する一方となるのではないのでしょうか。</p>	<p>単年度で必ず収支が均衡することまで求めることはしません。</p>
<p>問V - 2 - ④（収支相償）</p>	
<p>収支相償を二段階でやる理由を教えてください。また、第一段階と第二段階の関係についてもお願いします。</p>	<p>答</p> <p>1 公益目的事業については、事業に係る収入はその実施に要する適正な費用を償う額を超えないことが定められているため、まず、第一段階として事業単位で収支を見る必要があります。しかし、必ずしも特定の事業に係る収支には含まれないものの、なお法人の公益活動に属する収支（共通項目）が存在するため、第二段階として法人の公益活動全体の収支を見ることとしたものです。</p>
<p>問V - 2 - ⑤（収支相償）</p>	
<p>収支相償を計算した結果、収入が費用を上回って剰余金が出た場合はどうすればよいのでしょうか。また、この剰余金は遊休財産となるのでしょうか。</p>	<p>答</p> <p>1 第二段階において収益事業等の利益の 50%を公益目的事業財産に繰入れる場合において、収入が費用を上回る場合には、その額は公益活動全体の拡大・発展に充てられるべきものですので、公益目的事業に係る特定費用準備資金として積み立てていただくこととなります。ここでも剰余が生じる場合において、公益目的保有財産となる実物資産の取得又は改良に充てるための資金（資産取得資金）への積立てを行うか、当期の公益目的保有財産の取得に充てたりする場合には、収支相償の基準を充たすものとして扱います。このような状況にない場合には、翌事業年度に事業の拡大等により同額程度の損失となるように、剰余金の具体的な処理方法を説明していただくこととなります。</p> <p>2 遊休財産額の保有の制限との関係では、上回る額を公益目的保有財産の取得、特定費用準備資金や資産取得資金への積立てのように用途が定まった控除対象財産として整理している</p>

FAQ 早見表 (V・VIのみ)	
<p><u>問V - 2 - ⑥ (収支相償)</u></p> <p>収支相償の剰余金解消計画は、必ず翌事業年度で解消するものが必要でしょうか。</p>	<p>限りは遊休財産に該当しません。</p> <p>答</p> <p>1 発生した剰余金が翌事業年度における解消計画で適切に費消することができないことについて特別の事情や合理的な理由がある場合(注1)には、使い道についてしっかりと検討した上で、より計画的に資金を活用し、効果的に公益目的事業を実施することが、公益の増進を目的とする認定法の趣旨に沿うものと考えられます。よって一定の前提の下、収支相償の剰余金解消計画を1年延長する取扱いが認められます。</p> <p>(注1) 合理的な理由とは、平年度における法人の事業規模に照らし、翌事業年度だけで剰余金を解消するには困難が伴うといった事情がある場合、例えば2年をかけて段階的に事業拡大を図ることが考えられます。</p>
<p><u>問V - 2 - ⑦ (収支相償)</u></p> <p>収支相償の剰余金が生じた場合に、公益目的保有財産としての金融資産の取得は認められますか。</p>	<p>答</p> <p>1 金融資産の取得が無制限に認められる場合には、収支相償や遊休財産額の保有制限に関する制度の趣旨を潜脱するおそれがあり、剰余金の解消のために公益目的保有財産としての金融資産を取得することについては、合理的な理由がある場合に限り認められます。</p>
<p><u>問V - 3 - ① (公益目的事業比率)</u></p> <p>収益事業からの利益を全額公益目的事業に充てると定めた場合には、その収益事業を公益目的事業に含めて公益目的事業比率を計算することはできないのでしょうか。</p>	<p>答</p> <p>1 収益事業を公益目的事業に含めて公益目的事業比率を計算することはできません。</p>
<p><u>問V - 3 - ② (公益目的事業比率)</u></p> <p>事業費と管理費への配賦や共通する経費の配賦は適正な基準により行うとのことですが、具体的にどのような基準であればよい</p>	<p>答</p> <p>1 事業費と管理費に共通して発生する費用をどのように事業費と管理費に配賦するかについ</p>

FAQ 早見表 (V・VIのみ)	
<p>のでしょうか。</p>	<p>では、例えば以下のような配賦基準（家賃：建物面積比、給与：従事割合、福利厚生費：職員数比）が考えられますが、過去の活動実績、関連費用のデータなどから法人において合理的と考える程度の配賦割合を決めていただければ結構です。</p>
<p><u>問V - 3 - ③ (公益目的事業比率)</u></p> <p>奨学金事業を行う法人の場合、貸付支出を事業費に含めないと、公益目的事業比率を充たせなくなってしまうのではないかと。</p>	<p>答</p> <p>1 貸与型奨学金事業の場合、奨学金の募集、審査、貸出し、債権管理、回収までの奨学金事業の全サイクルにわたり発生する人件費、事務経費その他諸経費は、奨学金事業に係る事業費と考えられます。また管理費と共通する経費については、適正な基準で事業費に配賦することができます。奨学金の貸出についても貸付支出が行われた時点では当該貸付額は費用とはなりません、貸倒れ損失が発生すれば費用となります。</p>
<p><u>問V - 3 - ④ (公益目的事業比率)</u></p> <p>法人が保有する資金のうち、どういうものが特定費用準備資金に当てはまるのかがわかりません。利用方法について教えてください。</p>	<p>答</p> <p>1 将来の特定の事業費、管理費に特別に支出するために積み立てる資金で、新規事業の開始、既存事業の拡大、数年周期で開催するイベントや記念事業等の費用が対象となります。</p> <p>2 特定費用準備資金への繰入れについては、認定法施行規則第18条第3項の要件を充たしていなければなりません。</p>
<p><u>問V - 3 - ⑤ (公益目的事業比率)</u></p> <p>法人が、地震、火災等災害時に備えて積み立てる資金は、特定費用準備資金の対象となるのでしょうか。</p>	<p>答</p> <p>1 法人が地震等の災害時に当該法人の施設、事業所等の復旧、復興に充てるために積み立てる資金は、その資金の目的である活動をいつ行うのかという具体的な見込みを立てることが一般的には困難です。したがって、特定費用準備資金の要件を充たすことは難しいものと考えられます。</p>
<p><u>問V - 3 - ⑥ (公益目的事業比率)</u></p>	

FAQ 早見表（V・VIのみ）	
<p>事業費と管理費の概念をもう少し詳しく教えてください。</p>	<p>答</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業費は、当該事業に跡付けることができる費用であって、例えば、事業に従事する職員の給与手当等の人件費、事業に関連して発生する旅費交通費、事業の実施会場の賃借料等の経費が該当します。 2 一方、管理費は、当該事業に跡付けることができない経常的な費用であり、換言すれば、法人の事業活動にかかわらず、法人が存続していく上で、必要な経常的な費用です。例えば、個別の事業実施に直接かかわりのない役員報酬や管理部門の経理担当職員の給料手当等の人件費、社員総会・評議員会・理事会の開催費用等が該当します。
<p><u>問V - 4 - ①（遊休財産額）</u></p> <p>今まで内部留保として計算された金額は、新制度での機動的な法人運営のためには、自由に使える資金が必要であり、遊休財産額として規制される趣旨がわかりません。</p>	<p>答</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 具体的に公益目的事業に使用される見込みがない財産が公益法人に過大に蓄積された場合には、財産の死蔵につながり、税制優遇等の趣旨に反するほか、寄附等をした国民の期待にも反することになりかねません。 2 このため、認定基準においては、公益目的事業又は公益目的事業に必要なその他の活動に使うことが具体的に定まっていない財産（遊休財産額）の保有は、一年分の公益目的事業費相当額を超えてはならないとしているものです。
<p><u>問V - 4 - ②（遊休財産額）</u></p> <p>公益目的保有財産や特定費用準備資金など法令上の各種財産、資金概念の意味や相互の関係、遊休財産額との関連をわかりやすく教えてください。</p>	<p>答</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定法で定める各種の財産、資産概念は、次のとおりです。 <ol style="list-style-type: none"> ① 公益目的事業財産 ② 公益目的保有財産 ③ 不可欠特定財産 ④ 公益目的増減差額

FAQ 早見表 (V・VIのみ)	
<p>問V - 4 - ③ (遊休財産額)</p> <p>収支の変動に備えて積み立てている財政基盤確保のための募金(基金)、基本財産からの運用益を積み立てている運用財産、減価償却引当資産、建物の修繕積立金、土地取得のための積立金等は遊休財産となるのでしょうか。</p> <p>問V - 4 - ④ (遊休財産額)</p> <p>特定費用準備資金と資産取得資金の違いを教えてください。</p> <p>問V - 4 - ⑤ (遊休財産額)</p> <p>遊休財産額の計算方法について詳しく教えてください。</p> <p>問V - 4 - ⑥ (遊休財産額)</p> <p>控除対象財産のうち、いわゆる1号財産、5号財産及び6号財産</p>	<p>⑤ 公益目的取得財産残額</p> <p>⑥ 遊休財産</p> <p>⑦ 控除対象財産</p> <p>⑧ 特定費用準備資金</p> <p>⑨ 資産取得資金</p> <p>答</p> <p>1 基本財産からの運用益を積み立てている運用財産は、単に積み立てているだけでは、上記のいずれにも該当しないため遊休財産額に含まれます。また、予備費などの将来の単なる備えや資金繰りのために保有している資金も遊休財産に含まれます。将来の収支の変動に備えて法人が自主的に積み立てる財政基盤確保のための資金(基金)は、過去の実績や事業環境の見通しを勘案して、活動見込みや限度額の見積もりが可能など、④特定費用準備資金の要件を満たす限りで、遊休財産額からは除外されます。</p> <p>答</p> <p>1 特定費用準備資金は、将来の特定の事業費、管理費に特別に支出するために積み立てる資金です。資産取得資金は、将来、公益目的事業やその他の必要な事業、活動に用いる実物資産を取得又は改良するために積み立てる資金です。</p> <p>答</p> <p>1 個別対応方式と簡便方式があります。</p> <p>答</p>

FAQ 早見表（V・VIのみ）	
<p>はそれぞれどのような財産なのでしょう。</p> <p><u>問V－４－⑦（遊休財産額）</u></p> <p>控除対象財産のうち、1号財産（公益目的保有財産）に該当する金融資産は、取り崩すことはできないのでしょうか。また、やむを得ず将来にわたり取り崩していくこととした場合、当該金融資産を控除対象財産にすることはできないのでしょうか。</p> <p><u>問V－４－⑧（遊休財産額）</u></p> <p>控除対象財産のうち、2号財産（公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産）とした金融資産は、取り崩すことができないのでしょうか。</p>	<p>1 控除対象財産のうち、1号財産、5号財産及び6号財産は、以下のような財産が該当します。</p> <p>1号財産とは、認定法施行規則第22条第3項第1号に規定する公益目的保有財産を指します。</p> <p>5号財産とは、認定法施行規則第22条第3項第5号に規定する寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産（当該財産を処分することによって取得した財産を含む。）であって、当該財産を交付した者の定めた用途に従って使用し、若しくは保有しているものを指します。</p> <p>6号財産とは、認定法施行規則第22条第3項第6号に規定する寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、当該財産を交付した者の定めた用途に充てるために保有している資金を指します。</p> <p>答</p> <p>1 景気の停滞等を原因として、法人が公益目的事業を継続していく上で、1号財産である金融資産を取り崩して事業財源に充てる以外に方法がないなど、やむを得ない場合には、当該金融資産を取り崩すことは否定されません。</p> <p>答</p> <p>1 2号財産に該当する金融資産は、管理業務に充てるために合理的な範囲内で計上されるものであるため、経営環境の変化等により、管理費等の財源が不足する場合には、例外的に取り崩して使用することも可能です。その場合は、定款等の内部規程に従い、理事会、社員総会、評議員会等の機関決定が必要です。</p>

FAQ 早見表（V・VIのみ）	
<p><u>問V-4-⑨（遊休財産額）</u></p> <p>保有株式の配当を公益目的事業費のほか、法人運営に必要な管理費の財源にも充てている法人に関して、移行認定又は公益認定の申請に当たり、当該保有株式を1号財産（公益目的保有財産）と2号財産（公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産）に振り分ける際、どのような考え方で配分すべきでしょうか。</p>	<p>答</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 金融資産の2号財産への振り分けについては、合理的な範囲内において、貸借対照表において基本財産又は特定資産として計上されるものが該当するとされています。 2 合理的な範囲内であるかは、法人ごとに異なるため、一概には例示できませんが、公益法人は公益の増進を目的とする法人であり、公益目的事業に充てるべき財源を最大限に活用して無償又は低廉な価格設定などによって受益者の範囲を可能な限り拡大すること、また、公益目的事業や収益事業等及び管理業務のために現に使用せず、かつ、今後も使用する見込みがない多額の財産を蓄積しないことが求められています。
<p><u>問V-4-⑩（遊休財産額）</u></p> <p>公益法人が、金融資産の1号財産（公益目的保有財産）と2号財産（公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産）の配分割合を変更することは可能でしょうか。</p>	<p>答</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業環境の変化により、当初控除対象財産の区分で想定していた1号財産（公益目的保有財産）と2号財産（公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産）の配分割合が適応しない状態となることがあります。このような場合には、機関決定により変更が可能です。
<p><u>問V-4-⑪（遊休財産額）</u></p> <p>寄附者の定めた用途がある公益目的事業に係る資金がありますが、控除対象財産のうち、いわゆる1号財産、5号財産、6号財産のいずれに整理したらよいか分かりません。どのような考え方で整理したらよいのでしょうか。</p>	<p>答</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 寄附者の指定内容と認定の前後によって異なります。
<p><u>問V-4-⑫（遊休財産額）</u></p> <p>寄附者の用途の指定は、どの程度具体的に示されている必要が</p>	<p>答</p>

FAQ 早見表 (V・VIのみ)	
<p>あるのでしょうか。過去にされた寄附で、指定が十分に明確ではない場合には、どのように対応すればよいのでしょうか。確認作業が膨大となることを見込まれる場合や、寄附者が死亡している場合の対応方法も含め、教えてください。</p>	<p>1 用途の制約については、管理費や収益事業にも使用できる形では、制約があるとは言えません。必ず、「寄附金のうち〇%は管理費の財源とし、△%は公益目的事業の〇〇事業に充当し、×%は公益目的事業の◇◇事業に充当して欲しい」というような形で区分して、指定をすることが必要です。</p>
<p><u>問V-4-⑬ (遊休財産額)</u></p> <p>寄附者から、〇〇地方で3年に一度行われる伝統芸能行事を保存するための資金に使ってほしいとの用途の指定を受けて、当該資金の寄附を受けました。当社団では、従来から、当該資金を取り崩して、当該伝統芸能行事への助成財源に充てるとともに、法人運営の管理費の財源にも充ててきたところです。移行認定の申請に当たり、当該資金を6号財産(交付者の定めた用途に充てるために保有している資金)に整理しようと思うのですが、この場合、当該資金を公益目的事業会計に係る部分と法人会計に係る部分とに分けなければならないのでしょうか。</p>	<p>答</p> <p>1 実質的に公益目的事業と法人運営の管理財源の両方に充てている資金は、そのままでは公益目的事業財産とそれ以外の財産に区分されていないことになります。仮に当該資金全体を公益目的事業財産として整理すると、管理費に使用することはできません。したがって、当該資金について法人運営の管理財源に充てるためには、公益目的事業に係る部分と法人会計に係る部分とに区分する必要があります。</p>
<p><u>問V-5-① (会計監査人設置基準)</u></p> <p>公益法人は会計監査人を設置しなければならないのでしょうか。</p>	<p>答</p> <p>1 一定の基準に該当しない法人については会計監査人の設置を義務付けないこととしています。</p>
<p><u>問V-5-② (会計監査人設置基準)</u></p> <p>公益認定を受けて公益法人として活動したいと考えていますが、会計監査人は認定を受けたら直ちに設置しなければならない</p>	<p>答</p> <p>1 公益法人は、一定の除外要件に該当する場合を除き、会計監査人を置くことが義務付けら</p>

FAQ 早見表 (V・VIのみ)	
<p>のでしょうか。</p> <p><u>問V - 6 - ① (役員に対する報酬等)</u></p> <p>役員等報酬等支給基準について、「理事の報酬額は理事長が理事会の承認を得て定める」のような支給基準とすることは可能でしょうか。</p> <p><u>問V - 6 - ② (役員に対する報酬等)</u></p> <p>理事に対するお車代も報酬に含めて支給基準に盛り込むことが必要でしょうか。</p> <p><u>問V - 6 - ③ (役員に対する報酬等)</u></p> <p>非常勤理事や評議員に対して給与は支給できるのでしょうか。非常勤理事や評議員は現在無報酬ですが、報酬等の支給基準を定めるという基準の意味は報酬を支給しなければならないということなのでしょうか。</p> <p><u>問V - 6 - ④ (役員に対する報酬等)</u></p> <p>報酬等支給基準は理事会で決定する必要がありますか。</p>	<p>れており、一般社団・財団法人が公益認定を受けた日から会計監査人を置くことが必要となります。</p> <p>答</p> <p>1 支給基準において理事等各人の報酬額まで定める必要はありませんが、ご質問のような定め方では報酬科目や算定方法が明らかにされず、認定基準を満たしていないものと考えます。</p> <p>答</p> <p>1 「お車代」という名称であっても、交通費実費相当額を超えて支給する場合には、支給基準に盛り込むことが必要です。</p> <p>答</p> <p>1 報酬等の支給基準を定める場合、無報酬でも問題ありません。その場合は、報酬等の支給基準において無報酬である旨を定めることとなります。</p> <p>答</p> <p>1 役員の報酬等支給基準については、①社員総会又は評議員会で決定する方法と、②社員総会又は評議員会においては、報酬等の総額を定めることとし、支給基準は理事については理事会で、監事が複数いる場合は監事の協議によって決定する方法の2通りがあります。</p> <p>2 一方、評議員の報酬等の額は、定款で定めることとされており、その支給基準についても、</p>

FAQ 早見表 (V・VIのみ)	
<p><u>問V - 6 - ⑤ (監事の報酬等)</u></p> <p>監事の報酬等は、どのように決めればよいのでしょうか。</p>	<p>定款又は評議員会のいずれかで決定することになります。</p> <p>答</p> <p>1 定款の定め又は社員総会（評議員会）の決議において、各監事の報酬等の具体的な金額を決定することが望ましいと考えられます。</p>
<p><u>問V - 6 - ⑥ (役員等に対する報酬等)</u></p> <p>報酬等支給基準について、どのような支給の基準を定める必要がありますか。</p>	<p>答</p> <p>① 理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分 ② その額の算定方法 ③ 支給の方法 ④ 支給の形態</p>
<p><u>問V - 7 - ① (株式保有の制限)</u></p> <p>他の団体の意思決定に関与することができる財産と信託契約との関係について教えてください。</p>	<p>答</p> <p>1 保有制限の対象に信託契約に基づく委託者又は受託者の権利を含めているのは、委託者又は受託者としての権利に他の団体の意思決定に関与することができる権利が含まれる場合があるためです。</p>
<p><u>問V - 8 - ① (法人会計の黒字)</u></p> <p>公益認定申請のため、別表G (収支予算の事業別区分経理の内訳表) を作成しているのですが、法人会計が黒字になるような予算は認められないのでしょうか。</p>	<p>答</p> <p>1 法人会計の財源を確保した結果、法人会計が黒字になることのみをもって、直ちに認定法との関係で問題が生ずるものではありません。管理部門強化のための財源が必要となるような場合には、合理的な計画の下に、必要な範囲で法人会計を黒字とすることはあり得ます。</p>
<p><u>問V - 8 - ② (法人会計の黒字)</u></p> <p>公益目的事業のみを実施している場合において、寄附を受けた財産や公益目的事業に係る活動の対価として得た財産を公益目的</p>	<p>答</p> <p>1 公益法人は、管理業務のために現に使用せず、かつ、今後も使用する見込みがない多額の</p>

FAQ 早見表 (V・VIのみ)	
<p>事業会計と法人会計に配分する場合、法人会計が黒字になるように配分することは可能でしょうか。</p>	<p>財産を蓄積しないことが求められており、合理的な理由もないにもかかわらず、法人会計に多額の黒字が恒常的に発生するような状態は、適切ではないと考えられます。</p>
<p><u>問V - 9 - ① (残余財産処分)</u> 公益法人の残余財産の帰属先を複数の公益法人に定めることはできますか。</p>	<p>答 1 類似事業を目的とする公益法人であれば、複数法人を定めることは差し支えありません。</p>
<p><u>問V - 9 - ② (残余財産処分)</u> 一般社団・財団法人を新たに設立して公益法人の残余財産の帰属先として指定することはできますか。</p>	<p>答 1 一般社団・財団法人はその行う事業に格別の制限がなく、法令や公序良俗に反しない限り、あらゆる事業を目的とすることが可能です。したがって、一般社団・財団法人を帰属先として指定することはできません。</p>
<p><u>問VI - 1 - ① (公益目的事業財産)</u> 財団法人で賛助会費を集めていますが、その会費収入の扱いは、社団法人の社員が支払う会費と同様に、目的を定めていなければ半分が公益目的事業財産になるという理解でよいのでしょうか。</p>	<p>答 1 公益財団法人の会員が払う会費は、認定法上は寄附金に該当するものと考えられます。</p>
<p><u>問VI - 1 - ② (公益目的事業財産)</u> 法人の管理費の財源はどこに求めたらよいのでしょうか。またその経理方法はどうすればよいのでしょうか。</p>	<p>答 1 管理費については、法人の事業を管理するために、毎年度経常的に要する費用であり、公益認定等ガイドラインに従い、適切に配賦等を行うこととなります。</p>
<p><u>問VI - 1 - ③ (公益目的事業財産)</u> 公益目的事業しか行わない法人は、管理費の捻出のためには収</p>	<p>答</p>

FAQ 早見表 (V・VIのみ)	
<p>益事業を行わなければならないのでしょうか。</p> <p><u>問VI - 1 - ④ (公益目的事業財産)</u></p> <p>一般社団法人の社員は会費を支払わなければならないのでしょうか。</p> <p><u>問VI - 1 - ⑤ (公益目的事業財産)</u></p> <p>一般社団法人について法律上認められている基金は拠出者への返還義務がありますが、公益目的事業財産に含めなければならないのでしょうか。</p> <p><u>問VI - 1 - ⑥ (公益目的事業財産)</u></p> <p>公益目的事業財産に区分されている国等からの補助金等を返還することはできますか。また、その経理方法はどうすればよいのでしょうか。</p> <p><u>問VI - 2 - ① (区分経理)</u></p> <p>収益事業等は事業ごとに区分経理しなければならないとのことですが、どういう単位で事業を分ける必要があるのでしょうか。</p>	<p>1 公益目的事業しか行わない法人の法人運営上必要な管理業務は、合理的な範囲で公益目的事業財産に組み入れないことができます。したがって、従来公益目的事業に係る収入で管理費もまかなっていた法人が、管理費の捻出のため新たに収益事業を開始しなければならないことは、基本的にはないものと考えています。</p> <p>答</p> <p>1 法人が会員、準会員、特別会員などを定め、これらの者から会費を徴収するかどうか、徴収する場合に金額をどのように設定するかは、法人の判断に委ねられます。</p> <p>答</p> <p>1 一般法人法 131 条の基金は、公益目的事業財産に該当しません。</p> <p>答</p> <p>1 国等に補助金等の返還は可能です。それに係る経理方法は、一般的には、正味財産増減計算書において指定正味財産増減の部から一般正味財産への振替えとともに一般正味財産増減の部の経常外費用に計上するか、指定正味財産増減の部で直接減額することになると考えられます。</p> <p>答</p> <p>1 収益事業等の事業の分け方としては、まず①収益事業と②その他の事業（法人の構成員を対象として行う相互扶助等の事業を含む）に区分します。次に、法人の事業の実態に応じて</p>

FAQ 早見表 (V・VIのみ)	
<p><u>問VI - 2 - ② (区分経理)</u></p> <p>公益認定の申請書や認定後の事業報告に記載する公益目的事業の単位は、計算書類で区分経理を行う事業の単位と一致している必要がありますか。</p>	<p>区分する必要があるれば、上記で区分した事業を、更に事業内容、設備・人員、市場等により区分します。</p> <p>答</p> <p>1 行政庁への申請又は報告の様式に記載する事業の単位と計算書類で表示する事業の単位とは、ともに法人が作成し、行政庁に提出するものであること、特に認定後の事業報告と計算書類は法人の事務所において備え置き、閲覧の対象となることから、両者の対応関係がわかるように整理されている必要があります。</p>
<p><u>問VI - 2 - ③ (区分経理)</u></p> <p>共通費用は必ず配賦しなければならないのでしょうか。</p>	<p>答</p> <p>1 配賦することが困難な費用は特定の項目に配賦することができます。</p>
<p><u>問VI - 2 - ④ (区分経理)</u></p> <p>区分経理を行い、他の会計区分における収益又は利益を振り替える会計区分間の取引が発生した場合には、正味財産増減計算書内訳表の他会計振替額の欄に計上することになりますか。</p>	<p>答</p> <p>1 他会計振替額の欄に計上します。</p>
<p><u>問VI - 2 - ⑤ (区分経理)</u></p> <p>正味財産増減計算書内訳表における正味財産の期首残高及び期末残高は事業区分ごとに記載するのでしょうか。</p>	<p>答</p> <p>1 正味財産増減計算書内訳表の合計欄に法人全体の期首及び期末残高を表示することになります。</p>
<p><u>問VI - 2 - ⑥ (区分経理)</u></p> <p>「他会計振替額」は「公益法人会計基準の運用指針」12. 財務諸表の科目の取扱要領に「正味財産増減計算書内訳表に表示した</p>	<p>答</p> <p>1 他の会計区分における利益を振り替える会計区分間の取引が発生した場合、正味財産増減</p>

FAQ 早見表 (V・VIのみ)	
<p>収益事業等からの振替額」と記載されていますが、収益事業等から公益目的事業会計への利益を繰り入れる場合にのみ用いられるのでしょうか。</p>	<p>計算書内訳表上、「当期経常外増減額」と「当期一般正味財産増減額」の間に「他会計振替額」として表示します。</p>
<p><u>問VI - 2 - ⑦ (区分経理)</u></p> <p>公益目的事業しか行わない法人は、正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分の作成は省略できますか。</p>	<p>答</p> <p>1 公益目的事業しか行わない法人は、正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分を省略できます。</p>
<p><u>問VI - 3 (定款における基本財産、不可欠特定財産の定め方)</u></p> <p>新制度の基本財産についての定款の定めは、「評議員会で基本財産とすることを決議した財産」といった定め方でもいいのでしょうか。</p>	<p>答</p> <p>1 定款に基本財産を定めるに当たっては、どの財産が基本財産となっているのかを、ある程度具体的に判別できるような方法で定款に記載することが望ましいですが、その定め方については、原則として各法人における種々の事情に応じて任意であると考えられます。</p>
<p><u>問VI - 4 - ① (会計基準)</u></p> <p>公益法人、移行法人、他いくつかの法人類型がありますが、それぞれ会計基準は、どれを使ったらよいのでしょうか。</p>	<p>答</p> <p>1 公益法人をはじめ、一般法人は、利潤の獲得と分配を目的とする法人ではないことを踏まえ、通常は、公益法人会計基準を企業会計基準より優先して適用することになるものと考えられます。</p>
<p><u>問VI - 4 - ② (会計基準)</u></p> <p>公益法人における個別の企業会計基準の適用について教えてください。</p>	<p>答</p> <p>1 個別の企業会計基準のうち、以下の基準は公益法人にも適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 退職給付に関する会計基準 ② リース取引に関する会計基準

FAQ 早見表 (V・VIのみ)	
<p><u>問VI - 4 - ③ (会計基準)</u></p> <p>公益法人において「金融商品に関する会計基準」を適用する場合の留意事項について教えてください。</p>	<p>③ 工事契約に関する会計基準</p> <p>④ 資産除去債務に関する会計基準</p> <p>⑤ 賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準</p> <p>答</p> <p>1 金融商品の状況に関する事項</p> <p>公益法人の適切な運営を図る観点からは、法人の資産運用の手段として用いられる「株式その他の出資証券、公社債等の有価証券及びデリバティブ取引（先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及びこれらに類似する取引）」について、その運用次第では法人運営に相当のリスクをもたらすおそれがあると法人が判断した場合、平成 20 年会計基準に財務諸表の注記事項として定められた「(17) その他公益法人の資産（中略）の状況を明らかにするために必要な事項」の一環として、その内容とリスク、リスク管理体制等に関する事項を注記することが求められます。</p>
<p><u>問VI - 4 - ④ (会計基準)</u></p> <p>公益法人は、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」を適用しなければならないでしょうか。</p>	<p>答</p> <p>1 平成 20 年会計基準は、貸借対照表及び正味財産増減計算書で前年度金額を開示することとしていますが、その注解 14「一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目について」には、「一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目には、臨時的項目及び過年度修正項目がある。」と定めており、過去の財務諸表に遡及した処理を求めています。</p>
<p><u>問VI - 5 - ① (作成すべき書類等)</u></p> <p>公益法人は定期的にどのような書類を作成し、備え置かなければならないのでしょうか。また、一般社団・財団法人についてはどうでしょうか。</p>	<p>答</p> <p>公益法人</p> <p>1. 定款</p>

FAQ 早見表 (V・VIのみ)	
	<ul style="list-style-type: none"> 2. 社員名簿 3. 事業計画書 4. 収支予算書 5. 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類 6. 財産目録 7. 役員等（理事、監事、評議員）名簿 8. 役員等報酬等の支給基準 9. キャッシュ・フロー計算書 10. 運営組織及び事業活動の状況等書類 11. 会計帳簿 12. 計算書類等 13. 監査報告 14. 会計監査報告 15. 特定費用準備資金関連事項（認定規則 18 条 3 項 5 号） 16. 資産取得資金関連事項（認定規則 22 条 4 項） 17. 寄付等受入財産関連事項（認定規則 22 条 5 項） 18. 寄付等受入資金関連事項（同上） 19. 社員総会・評議員会・理事会議事録 一般社団・財団法人 1. 定款 2. 社員名簿 3. 会計帳簿

FAQ 早見表 (V・VIのみ)	
<p><u>問VI - 5 - ② (作成すべき書類等)</u></p> <p>公益法人は、法令上作成し、備え置くべきこととされている書類について、社員又は評議員から閲覧請求があった場合に、常に閲覧させなければならないのでしょうか。</p> <p><u>問VI - 5 - ③ (作成すべき書類等)</u></p> <p>公益法人は、事業年度途中で補正予算を組む場合、行政庁に提出する必要があるのでしょうか。</p>	<p>4. 計算書類等</p> <p>5. 監査報告</p> <p>6. 会計監査報告</p> <p>7. 社員総会・評議員会・理事会議事録</p> <p>答</p> <p>閲覧拒否不可の書類</p> <p>1. 定款（社員・評議員・債権者）</p> <p>2. 社員名簿</p> <p>3. 会計帳簿（一定の議決権有する社員、評議員）</p> <p>4. 計算書類等（社員・評議員・債権者）</p> <p>5. 監査報告（社員・評議員・債権者）</p> <p>6. 会計監査報告（社員・評議員・債権者）</p> <p>7. 財産目録</p> <p>8. 役員等名簿</p> <p>9. 社員総会・評議員会・理事会議事録</p> <p>答</p> <p>1 公益法人が、法律上、行政庁に提出することとされている予算は、事業年度開始前に作成し、備置く収支予算書であり、事業年度途中で組んだ補正予算をすべて行政庁に提出することまでは求められていません。</p>

FAQ 早見表 (V・VIのみ)	